

2025 年 9 月

【関西学院大学 受験生の皆さんへ】

災害にあわれた世帯の受験生に対する経済的支援を図るため、本人からの申し出により入学検定料等の減免措置を講じることとなりましたので、お知らせいたします。

※災害救助法適用日によって、減免にならない場合があります。ご注意ください。

災害にあわれた世帯の方につきましては、入学センター（外国人留学生入学試験受験生は国際教育・協力センター）までご相談いただき、減免措置を希望する場合は所定の手続きを行うようにしてください。

<連絡先電話番号>

■入学センター：0798-54-6135

■国際教育・協力センター：0798-51-0952

1. 対象者

「令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法適用地域」に居住し、被災された世帯の受験生で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなられた方
- ② 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び減失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- ④ その他 ※④の場合、申請前に一度ご相談ください

※指定地域は、内閣府 HP をご参照ください。

（ http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html ）

なお、地域が更新される可能性がありますので、各自ご確認をお願い致します。

2. 減免対象：入学検定料

2025 年度に実施する入学試験前に被災した受験生が対象です。（被災前に実施された入学試験は対象となりません）。

なお、関西学院大学に入学した場合、入学金と学費のうち授業料が減免となることがあります。入学金・授業料等減免の詳細は学生活動支援機構事務部学生課までお問い合わせください。

<連絡先電話番号>

■学生活動支援機構事務部学生課：0798-54-6110

3. 提出書類

◎被災状況証明書等

- ・「死亡診断書」(Ⅰ-①の場合)
- ・「市町村が発行する罹災証明書」(Ⅰ-②の場合)
- ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」(Ⅰ-②の場合)
- ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」(Ⅰ-③の場合)

※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出ください。

4. 申請期日と減免措置適用審査について

原則、各入学試験の出願期限が入学検定料減免の申請期日となりますが、まずは入学センター(0798-54-6135)もしくは国際教育・協力センター(0798-51-0952)にご相談ください。2025年9月23日(火)までに、出願期限を迎えている入学試験につきましては、個別に対応いたしますので、入学センター(0798-54-6135)もしくは国際教育・協力センター(0798-51-0952)にご連絡ください。

そのうえで、提出書類を関西学院大学入学センターもしくは国際教育・協力センター(〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155)まで、簡易書留等で郵送してください。提出書類にもとづき減免措置適用についての審査を行います。詳細については追って連絡いたします。

■事務取扱時間

平日 8:50～11:30、12:30～16:50

※次の期間は閉室しております。

- ・土曜日、日曜日・祝日(授業実施日を除く)

以 上